

南茅部地域世界遺産活用支援事業委託業務
プロポーザル実施要領

本要領は、函館市が実施する南茅部地域世界遺産活用支援事業委託業務の受託候補者を選定するために行う公募型プロポーザル「南茅部地域世界遺産活用支援事業委託業務プロポーザル」（以下「プロポーザル」という。）について、次のとおり必要な事項を定める。

1 業務概要

(1) 件名

南茅部地域世界遺産活用支援事業委託業務

(2) 目的・内容

(別紙1) 南茅部地域世界遺産活用支援事業委託業務仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和6年(2024年)3月31日(日)まで

(4) 契約上限額 4,534,165円(消費税および地方消費税の額を含む。)

※なお、次に掲げる費用については、下記に記載した額(消費税および地方消費税の額を含む。)を超えないようにすること。

- ・地域おこし協力隊員等管理経費 374,724円
- ・地域おこし協力隊員報償費 2,416,800円
- ・地域おこし協力隊員活動経費 1,742,641円

(5) 業務担当部課

函館市南茅部支所地域振興課

〒041-1692 函館市川汲町1520番地

電話 0138-25-5111

FAX 0138-25-5110

E-mail mi-chiiki@city.hakodate.hokkaido.jp

担当 河合

2 スケジュール

- | | |
|----------------|----------------------------------|
| (1) 参加申込書提出期限 | 令和5年7月21日(金) |
| (2) 参加資格確認結果通知 | 令和5年7月24日(月) |
| (3) 質問書受付期間 | 令和5年7月25日(火)から
令和5年7月31日(月)まで |
| (4) 質問、回答の公表 | 令和5年8月4日(金)頃[ホームページ公表] |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和5年8月14日(月) |
| (6) ヒアリングの実施 | 令和5年8月下旬 |
| (7) 受託候補者決定 | 令和5年8月下旬 |

(8) 審査結果通知・公表 令和5年8月下旬

3 参加資格要件

企画提案に参加する者（グループ応募の場合は、構成員を含む。）は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 函館市の市税または消費税および地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) プロポーザル審査委員会の委員が自ら主宰しまたは役員もしくは顧問となっている法人その他の組織でないこと。

4 参加申込書の提出等

(1) 参加申込書の提出

参加希望者は、次のとおり参加申込書等を提出しなければならない。

なお、期限までに参加申込書等を提出しない者または参加資格要件に該当しないと認められた者は、プロポーザルに参加することができない。

ア 提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 構成員調書（様式2）[グループで応募する場合]
- ③ 法人の場合、交付3か月以内の現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書（写）
- ④ 誓約書（様式3）
- ⑤ 直近の財務諸表（貸借対照表および損益計算書）
- ⑥ 交付3か月以内の函館市の市税の納税証明書（写）[納税義務がある場合]
- ⑦ 交付3か月以内の消費税および地方消費税の納税証明書（写）
- ⑧ 主宰者、役員、顧問名簿
- ⑨ 委任状（様式4）[本店から支店・営業所等へ、参加申込および企画提案等について権限を委任する場合]

イ 提出期限

令和5年7月21日（金）17時まで（郵送等の場合は必着とする）

ウ 提出先

1 (5)に同じ (持参の場合は、平日9時から17時まで)

エ 提出方法

持参または郵送等による。(FAX, 電子メールによる提出は認めない。)

オ その他

1者が複数のグループの構成員となることはできない。グループ応募の場合は、構成員のすべてが参加資格要件を満たす必要がある。構成員個別の書類(上記ア③から⑧)は代表者が集約し、他の書類と併せて市へ提出すること。

(2)結果の通知等

市は、提出された書類により参加資格の確認を行い、令和5年7月24日(月)までに申込者へ結果を書面で通知する。参加資格を満たす者には、結果通知と併せて企画提案書の提出を要請する。

5 質問・回答

プロポーザルに関して質問がある場合は、様式5「質問書」を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和5年7月31日(月) 17時まで

(2) 提出先

1(5)に同じ

(3) 提出方法

電子メールによる

(4) 回答方法

市ホームページに掲載し、個別には回答しない。また、回答は、本要領の追加または修正とみなす。なお、意見表明と解されるもの等には回答しないことがある。

アドレス <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2023060500059/>

6 企画提案書の提出

企画提案書の提出を要請された者(以下「企画提案者」という。)は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 提案内容

次の事項について提案すること。

ア 当該業務に対する考え方、実施方針・セールスポイント

イ 地域おこし協力隊員の管理およびサポート体制

ウ 当該業務の実施方法

エ 実施スケジュール

オ 人員配置

カ 提案価格(1業務概要の(4)に示す費用ごとに作成すること)

キ 公開用企画提案書（概要版）

(2) 企画提案書の提出方法

ア 提出様式等

- ① 用紙の大きさはA4判とする。（裏面には記載しないこと）
- ② 文字の最小サイズは10ポイント（ふりがなや表内記入文字は9ポイント）とし、文字の色は黒1色とする。
- ③ 提案書の頁数は、各項目2頁以内とする。
- ④ 提案書に通しの頁番号を付すこと。
- ⑤ 提案書に企画提案者名や企画提案者が類推される記述がないように注意すること。

イ 提出部数

- ① 企画提案書〔表紙〕（様式6） 正本1部
- ② 企画提案書 正本1部、副本4部

※副本4部は、プロポーザル審査委員会委員審査用であるため、企画提案書に企画提案者名や企画提案者が類推される記述があった場合には、業務担当課で消去または墨塗りし、企画提案者が特定されないようにします。

ウ 提出期限

令和5年8月14日（月）17時まで（郵送の場合は必着とする）

エ 提出先

1(5)に同じ（持参の場合は、平日9時から17時まで）

オ 提出方法

持参または郵送等による。（FAX、電子メールによる提出は認めない。）

(3) 企画提案書等の著作権等の取扱い

ア 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

イ 市は、プロポーザル方式の手続およびこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部または一部の複製等を行うことができるものとする。

ウ 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、函館市情報公開条例（平成13年3月28日条例第7号）の規定による請求に基づき、同条例第7条に規定する非公開情報を除き、第三者に開示することができるものとする。

7 企画提案の審査方法および評価基準

(1) 審査委員会の設置

企画提案の評価および最適提案者の選定を行うため、4名で構成された南茅部地域世界遺産活用支援事業委託業務に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

別紙2「南茅部地域世界遺産活用支援事業委託業務プロポーザル審査委員会設置要綱」参照

(2) ヒアリングの実施

企画提案者を対象に、ヒアリングを実施する。

ただし、企画提案書を期日までに提出した者が概ね6者以上となった場合は、企画提案書の内容による予備審査（書類審査）を実施し、企画提案者の中からヒアリングに参加できる者（5者程度）を選定する場合がある。

予備審査の結果（ヒアリングへの参加の可否）については、企画提案者全員にヒアリング実施日の3日前までに連絡する。

ア 実施方法

企画提案の内容について20分以内でプレゼンテーションを行い、その後、10分程度質疑応答を行うものとする。写真や映像の使用等を行うことも可とする。プレゼンテーション時に使用する資料等の写しを提出すること。なお、企画提案者の参加人数は最大3名とし、ヒアリングの詳細（開催時刻、場所等）については、ヒアリング実施日の3日前までに通知する。

イ 実施時期

令和5年8月下旬

(3) 評価方法

企画提案書およびヒアリングの内容を評価基準に基づき評価する。

(4) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

8 最適提案者の選定

審査項目ごとに、各委員（4名）の評価点を加算し、4で除した点数をその審査項目の評価点とする。

評価点の合計が最も高く、かつ70点以上の者1者を最適提案者として選定する。なお、該当者が2者以上あったときは、審査項目②③④を合計した評価点が高い者を最適提案者として選定する。

すべての企画提案者の評価点の合計が70点に達しない場合は、最適提案者を選定しない。

9 受託候補者の選定と審査結果の通知

市は、特別な理由がない限り、審査委員会で選定された最適提案者を受託候補者として選定し、企画提案者へ次の事項を書面で通知する。

- ・全企画提案者名（グループ応募の場合、グループ名）
- ・受託候補者名
- ・企画提案者（通知の相手方）の順位
- ・企画提案者（通知の相手方）および受託候補者の評価点合計
- ・企画提案者（通知の相手方）および受託候補者の評価点内訳
- ・審査委員会委員の氏名、所属、職名

10 審査結果の公表

企画提案者への審査結果通知後、函館市ホームページにおいて、次の事項を公表する。

- ・全企画提案者名（グループ応募の場合、グループ名）
 - ・受託候補者名
 - ・全企画提案者の評価点合計
- ※受託候補者以外の企画提案者名は表示しない。

企画提案者が2者の場合、2位の者の評価点合計は表示しない。

- ・受託候補者の評価点内訳
- ・公開用企画提案書（概要版）
- ・審査委員会委員の氏名，所属，職名

11 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意のうえ、当該業務仕様書を作成するものとする。

受託候補者は、当該業務仕様書に応じた金額の見積書を提出し、市が仕様内容を基に積算した予定価格の制限の範囲内で、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合および受託候補者が辞退、失格となった場合は、評価点の合計が次点かつ70点以上の者を新たに受託候補者とし、協議・契約を行うものとする。

(2) 契約保証金

函館市契約条例施行規則第7条第2項第11号を適用し免除とする。

(3) 契約書作成の要否

要する。

12 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その事実が確認された時点でその者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期限，提出先，提出方法，書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

13 その他

- (1) 提出書類の作成，提出，ヒアリング等に要する経費は，提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書は，1者につき1提案に限る。
- (3) 市に提出された書類は返還しない。

- (4) 市は提出された書類を企画提案者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (5) 企画提案書等に含まれる著作権，特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果，生じた責任はすべて提案者が負う。

別紙 評価基準

審査項目		配点
企画提案に関する項目		
本事業の地域おこし協力隊員の活動内容を十分に理解し反映させたものであるか	①	20
地域おこし協力隊員が活動内容を実施するにあたり提案者としてこれらをサポートする環境が十分整備されているか（地域おこし協力隊員満了後の定住促進も含む）	②	30
当該業務の実施方法に具体性、実現性はあるか	③	15
実施スケジュールに妥当性はあるか	④	15
提案価格に関する項目		
提案内容が適切に計上されているか	⑤	10
事業者に関する項目		
事業を適切に実施できる人員を有しているか	⑥	10
合 計		100

審査項目ごとに、各委員（4名）の評価点を加算し、4で除した点数を、その審査項目の評価点とする。

評価点の合計が最も高く、かつ70点以上の者1者を最適提案者として選定する。なお、該当者が2者以上あったときは、審査項目②③④を合計した評価点が高い者を最適提案者として選定する。

委員の各審査項目評価方法は次のとおり。

- ・ 極めて良好 配点×1.0
- ・ 良好 配点×0.8
- ・ 普通 配点×0.6
- ・ やや不十分 配点×0.4
- ・ 不十分 配点×0.2
- ・ 提案無，評価不能 配点×0